

**公益財団法人 日本膵臓病研究財団
役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程**

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人日本膵臓病研究財団（以下「当財団」という。）の定款第14条及び第27条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、当財団を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第11条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費含む）等の経費をいう。報酬とは、明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 当財団は、常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員の報酬は、月額とする。

(報酬等の額の決定)

第4条 当財団の常勤役員の報酬月額、別表1「常勤役員の報酬月額」のとおりとし、各々の常勤役員の報酬月額は別表1「常勤役員の報酬月額」のうちから、理事長が理事会の承認を得て決めるものとする。

(報酬の支給日)

第5条 報酬は、年間報酬額を定める場合を含め、月額をもって支給するものとし、毎月一定の定まった日に支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

第3号議案

(費用)

第7条 当財団は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うことができる。

2 常勤役員には、通勤費は毎月1万円を支給する。但し、通勤費の実費が毎月1万円を超えるときは実費相当額とする。

3 役員及び評議員には、出張に要する旅費（日当、宿泊費含む）は、原則として出張の都度1万円を支給することができる。但し、旅費の実費が1万円を超えるときは、別に定める旅費規程に準じて出張費として支給することができる。

(公表)

第8条 当財団は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、公益財団法人への移行の登記の日から施行する。

(別表1) 常勤役員報酬月額表

区 分	月 額
理 事 長	40万円までの範囲以内
常務理事	30万円までの範囲以内
理 事	20万円までの範囲以内